

J. ラズにおける排除理由の概念
-C. エッセートの批判を手がかりに-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2020-09-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大上, 尚史 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/21125

【論 説】

J. ラズにおける排除理由の概念

—— C. エッサートの批判を手がかりに ——

大 上 尚 史

目 次

- I 問題の所在
- II 行為理由の概念
 - (1) 一階理由と二階理由
 - (2) 保護された理由
- III 排除理由概念の当初の説明
 - (1) 排除理由が依存理由を排除するという当初の説明
 - (2) 当初の説明に対するエッサートの批判
 - (3) 検討
- IV 排除理由概念の現在の説明
 - (1) 現在の説明
 - (2) 現在の説明に対するエッサートの批判
 - (3) ラズは二重勘定を認めるのか
- V 暫定的結論

I 問題の所在

本稿は、法哲学および哲学の分野で注目を集めているジョセフ・ラズの法哲学ないし実践哲学上のキータム「排除理由 (exclusionary reason)」の概念を検討する。ラズは、自身の研究の初期の著作『実践理性と規範』⁽¹⁾において、義務論理学

(1) Joseph Raz, *Practical Reason and Norms* (2nd ed., Oxford University Press, 1990, 1st ed., 1975, 以下では第 2 版を *PRN* と略記して、その参照箇所を示す)。その他にラズが「理由」について論じている著書として、*Engaging Reason: On the Theory of Value and Action* (Oxford University Press, 1999), *From Normativity to Responsibility*

(deontic logic) に対抗して、行為理由の論理学 (logic of reasons for action) を提唱した⁽²⁾。ラズはそこで提示した排除理由の概念を用いて、多くの規範現象に統一的説明を与えようと試みてきた。

それまでの議論では、規範やルール、義務といったものは、一応の理由 (*prima facie* reason) や絶対的理由 (absolute reason) といった観点から分析されることがしばしばであった。ラズの議論の新しさは、「一応の理由」や「絶対的理由」とはカテゴリーが違う「二階理由 (second-order reason)」の概念を実践哲学に導入したことにある。人は行為すべきかどうか検討するとき、その行為に賛成の理由と反対の理由——これらは「一階理由 (first-order reason)」と呼ばれる——を比較衡量することがある。その際、一応の理由とは、対立する理由によって負けることがない限り、その行為をすべき理由をいう。絶対的理由とは、比較衡量において対立する理由によって負けることがありえない理由のことである。

ラズが提示した二階理由——後述Ⅱで詳しく見るが——には、「ある理由で行為する理由 (a reason to act for a reason)」と、「ある理由では行為しない理由 (a reason not to act for a reason)」とがあり、ラズは後者を「排除理由」と呼ぶ。例えば、法が税金を納めることを要求しているとき、名宛人は自分がどう考えるにかかわらず、そうする義務を負っている。つまり、その法は「自分自身の判断を理由にして、一定金額を支払わないという行為をしない理由」である。ラズは、排除理由の概念を用いると法の要求をうまく説明できると主張する。

この排除理由の概念に対しては多くの批判がある。しかし、行為理由の論理学自

(Oxford University Press, 2011) がある。

- (2) ラズは、義務論理学と行為理由の論理学の相違について、それらに対比して詳細に論じているわけではないが、重要な点として、行為理由の論理学が日常言語学派の方法に基づいていることを挙げるができる。ラズは、我々の日常実践における合理性を義務論理学が捉えきれないことを問題視する。当為命題と事実命題の関係について、通常の論理学では、一方から他方を導出することはできないと言われるけれど、例えば、私が駅に行くべきであるのは、友人と駅で会う約束をしたからであると言うとき、事実命題から当為命題を導いているのである。このような日常実践を、非論理的だと非難するのはなく、むしろ受け入れて、構築を試みたのが行為理由の論理学である。

また用語法上の相違点を述べると、ラズは義務論理学が使う「 ϕ すべし (ought to ϕ)」に替えて、「 ϕ する理由をもつ (have a reason to ϕ)」、「 ϕ する理由がある (there is a reason to ϕ)」、「 ϕ する理由である (is a reason to ϕ)」という表現を使う。ただし、ラズが使用する「 x は ϕ すべし (x ought to ϕ)」は、「 x が ϕ する理由がある (there is a reason for x to ϕ)」と同義である (PRN, 29 参照)。

体の難解さもあって、それらの批判が妥当であるかどうか判断が難しいところである⁽³⁾。しかも、ラズが、批判を受けてか、排除理由の説明を変えているように見える箇所がある。本稿は、特にこの点に注目して、ラズの排除理由概念について、法哲学者エッサート⁽⁴⁾からの批判も参照しつつ検討する。排除理由の概念自体が少しでも変容したのか否かが探求の焦点である。

以下Ⅱでは、排除理由の概念を説明する準備として行為理由の概念を説明する。Ⅲでは、排除理由の概念を用いた、法、ルール、規範——一般に権威者の指令 (**authoritative directive**)——に関する当初の説明と、それに対する批判を検討する。Ⅳでは、批判に応えるためか、変化したとエッサートがみなす排除理由の概念に関する現在の説明を検討する。Ⅴでは、エッサートの批判は、ラズに排除理由の概念の変更をせまらぬという結論を提示する。

Ⅱ 行為理由の概念

(1) 一階理由と二階理由

排除理由の概念の検討に立ち入る前に、行為理由 (**reason for action**) の概念を説明しておく⁽⁵⁾。以下で話題となる行為とは、実際にした行為や、これからする行為ではなく、すべき行為である。ラズにおいて行為理由は、行為をすべき（また

(3) ラズの実践哲学に関する論文集として、R. Jay Wallace, Philip Pettit, Samuel Scheffler, and Michael Smith (ed.) *Reason and Value : Themes from the Moral Philosophy of Joseph Raz* (Oxford University Press, 2004) がある。例えば、最近の (*Ethics* 誌上でのラズの実践哲学に関するシンポジウムにおける) 論争として、Stephen Darwall, “Authority and Reasons: Exclusionary and Second-Personal” in *Ethics* Vol. 120, No. 2 (January, 2010), pp. 257-278. これに対するラズの応答として、Joseph Raz, “On Respect, Authority, and Neutrality: A Response” in *Ethics* Vol. 120, No. 2 (January, 2010), pp. 279-301. そのほか重要なものとして、Southern California Law Review (issues 3 & 4, March / May (1989), p. 731) 誌上でのラズ・シンポジウムでの諸論考がある。

(4) Christopher Essert, “A Dilemma for Protected Reasons” in *Law and Philosophy*, Vol. 31, No. 1 (January 2012), pp. 49-75.

(5) 詳細については、拙稿「ジョセフ・ラズの行為理由の論理学」法学研究論集（明治大学大学院）第52号（2020年）35-53頁参照。

はすべきでない)理由、行為を支持する(または反対する)理由を意味していることに注意されたい。

人は「何をすべきか」考えるとき、その行為を支持する理由と、その行為に反対する理由——くり返せば、これらの理由を一階理由(**first-order reason**)という——を比較衡量して、すべき行為を決定することがある。ラズの行為理由の論理学の特徴は、一階理由に加えて、二階理由(**second-order reason**)の観念を導入することにある。Iで触れたように、二階理由には「肯定的二階理由(**positive second-order reason**)」と「否定的二階理由(**negative second-order reason**)」の二種類がある。ラズは、「ある理由で行為する理由(**a reason to act for a reason**)」を肯定的二階理由と、「ある理由では行為しない理由(**a reason to refrain from acting for a reason**)」を否定的二階理由と呼び、特に否定的二階理由を排除理由と呼ぶ⁽⁶⁾。

ラズは二階理由を説明するために、父親が息子に対して、母親の言うことを聞くように言う例を挙げている。両親は息子に対して権威をもっていると仮定され、父親や母親の発言は、息子にとって行為理由になると考えられている。母親の言うことに従えという父親の息子に対する指示は「ある理由で行為する理由」である。すなわち父親の指示は「母親の指示という理由に基づいて行為する理由」であるがゆえに、肯定的二階理由である。他方で、父親が息子に対して母親の言うことに従うなどと言ったとする。この場合、父親の指示は、「母親の言うことに基づいて行為しない理由」、すなわち「ある理由では行為しない理由」という否定的二階理由、つまり排除理由である⁽⁷⁾。

(2) 保護された理由

同一事実⁽⁸⁾が、行為をする理由であり、かつ、その行為に反対する理由を無視する排除理由である場合が存在する。ラズはそのような事実を「保護された行為理由(**protected reasons for action**)」(以下では単に「保護された理由」と表記す

(6) Joseph Raz, "Legitimate Authority" in *The Authority of Law* (2nd ed., Oxford University Press 2009, 1st ed., 1979. 以下では第2版をLAと略記して、その参照箇所を示す。), pp. 3-27, at 17.

(7) LA, 16-17.

(8) 理由が事実であるということについては、拙稿「ジョセフ・ラズの行為理由の論理学」(前掲注5) 36-38頁参照。

る）と呼ぶ⁽⁹⁾。ラズによれば、法、命令的規範 (**mandatory norm**) またはルールが存在するという事実は、それが要求する行為をする一階理由であり、かつ対立する理由で行為しない排除理由である、それゆえ保護された理由である⁽¹⁰⁾。例えば、「研究室で酒を飲んではならない」というルールがあるとすると、このルールが存在するという事実は、「酒を飲まない」という行為を支持する一階理由であり、かつ「酒を飲まない」という行為に反対する諸考慮を無視するよう要求する排除理由（「酒を飲む」という行為を支持する理由で行為しない理由）であるがゆえに、保護された理由である。ラズは排除理由、ひいては保護された理由という概念を、権威者の指令、ルール、決定、約束、コミットメント、法的ルールなどを説明するために必要不可欠なものとし⁽¹¹⁾。

本稿が関心をもつラズの排除理由の概念の変遷は、排除理由が排除する理由の範囲に関わる。注目するのは、排除理由が排除する理由の中に、権威者の指令を正当化する依存理由 (**dependent reason**) も含まれるのかどうかについて説明が変化しているように見える点である。依存理由とは、権威者の指令に先立ち比較衡量された理由であり、指令が要求する行為に賛成する理由も、反対する理由も含まれる。例えば、殺人を禁止するルール——権威者の指令はルールである場合がある——があり、このルールは人の生命はかけがえないものであるといった考慮によって正当化されているとしよう。ラズによると「 ϕ せよ」というルールは、「 ϕ する」一階理由でありかつ「自分自身の判断を理由にして、 ϕ しないこと、をしない」排除理由である。殺人を禁止するルールは、他人をナイフで刺殺しない一階理由であり、「自分自身の判断を理由にして他人をナイフで刺殺すること、をしない」排除理由でもある。もしこれが正しいなら、法は服従者が自分自身の判断で行為しないことを要求しているので、「人の命はかけがえないものである」という自分自身の判断に基づいて、他人をナイフで刺さないことはできないことになる。すなわち、ルールを正当化する理由である依存理由に基づいて行為することができず、ルールがそう要求しているということだけを理由にして行為しなくてはならないのである。

当初ラズは、排除理由はすべての依存理由を排除する（ので服従者は、権威者の

(9) LA, 18.

(10) PRN, Ch.2 参照。

(11) PRN, 62-65（権威者の指令）、69-70（約束と決定）、144（法的ルール）、195-196（ルールとコミットメント）参照。

指令が要求する行為を支持する理由であっても、依存理由に基づいて行為できない」という立場をとっていたのに対して、現在は、排除理由は権威の指令を支持する依存理由を排除しない（ので、その種の依存理由に基づいて行為することができるとい）という立場をとっているように見えるのである。以下、Ⅲで当初の立場を、Ⅳで現在の立場を、批判と合わせて検討する。

Ⅲ 排除理由概念の当初の説明

(1) 排除理由が依存理由を排除するという当初の説明

(a) 依存テーゼ (dependence thesis) と先取りテーゼ (preemptive thesis)

ここではラズが権威者の指令の構造について詳しく書いている著作⁽¹²⁾を取り上げてみよう。ラズは、以下で紹介する仲裁者 (arbitrator) に関する説明は司法的権威者 (adjudicative authority) すなわち裁判官にも当てはまるとしている。仲裁者は紛争解決に当たって、当事者がすべき行為に関する様々な理由——それを支持する理由と反対する理由——を考慮しなければならず、様々な理由を比較検討した結果を自分の決定に反映させるべきである。ラズによると、比較衡量において勝った依存理由が示す内容が仲裁者の決定に反映されるべきことになる。また、仲裁者が決定を出した後は、その決定自体が、紛争当事者にとって、その決定が指示する行為を支持する理由になる⁽¹³⁾。

つまり、仲裁者の決定後、紛争当事者は、自分に適用される理由に関する自分自身の判断ではなく、仲裁者の決定に基づいて行為すべきことになる。その決定は、紛争当事者に適用される元々の理由（仲裁者の比較衡量で考慮された依存理由）に

(12) Joseph Raz, “Authority and Justification” (以下 AJ と略記して、その参照箇所を示す。) in *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 14, No. 1 (Winter, 1985), pp. 3-29. AJ の翻訳として、森際康友訳「権威と正当化」同編『自由と権利』（勁草書房、1996年）139-188頁（以下「権威と正当化」として、その参照箇所を示す。また引用に際しては、必要に応じて、訳を変えている。）がある。また AJ を収録したラズの著書として、Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Oxford University Press, 1986 [以下 MF と略記して、その参照箇所を示す。]), pp. 38-69（第3章は AJ を訂正したものだが、ほとんど同じである。）も参照。

(13) AJ, 9, MF, 41, 「権威と正当化」150頁。

取って代わる理由となる。この元々の諸理由に取って代わる理由をラズは先取り理由 (**preemptive reason**) と呼ぶ⁽¹⁴⁾。ここでのポイントは、仲裁者の決定が、紛争当事者の行為決定においては、仲裁者が衡量した（したがって当事者も考慮する）依存理由と並立する理由ではないということである。仲裁者の「紛争当事者は ϕ せよ」という決定は、 ϕ を支持する理由や ϕ に反対の理由とともに（紛争当事者による）比較衡量の秤の上に乗るのではなく、それらに取って代わる（紛争当事者にとっての）理由なのである⁽¹⁵⁾。

ラズによれば、仲裁者の決定は、その依存理由に基づいているべきである。ラズはさらに、仲裁者の事例を一般化して「依存テーゼ」を提示する。このテーゼは「あらゆる権威者の指令は、主として、指令の名宛人にすでに独立に当てはまり、指令が対象とする状況における名宛人の行為に関わる理由に基づくべきである」⁽¹⁶⁾ という権威者による指令の理由づけに関するものである。

他方で、「先取りテーゼ」は「拘束力ある権威者の指令の存在が、権威に従う者の推論にどのような仕方では影響を与えるかに関係する」⁽¹⁷⁾。つまり、権威者の指令が行為者にとってどのようにして行為理由として働くかに関係する。例えば、人を殺してはならないというルール——権威者の指令はしばしばルールである——があるとしよう。もしこのルールが妥当なら、このルールは名宛人の誰にとってもそれに従って行為する理由である。他方で、人の命はかけがえのないものであり大切に扱われるべきであるということも、人を殺さない理由である。注意すべきことに（後者の理由がルールの依存理由であることは当然の前提として）、ラズによるとこの状況では、人を殺さない二つの独立した理由があるのではない⁽¹⁸⁾。「行為理由についてその重みや強さを考慮するとき、ルールの理由は、追加の理由として、ルールそれ自体に、付け加えることはできない。[行為者は]（この [] 内は大上による）どちらか一方を考慮しなければならないが、両方をともに考慮しては

(14) *AJ*, 10（先取り理由の表記は '**preemptive reason**' となっている）, *MF*, 42（先取り理由の表記は '**pre-emptive reason**' となっている）, 「権威と正当化」151頁。

(15) *AJ*, 10, *MF*, 42, 「権威と正当化」151頁。

(16) *AJ*, 14, *MF*, 47, 「権威と正当化」159頁。この箇所は原文ではイタリック表記になっているが、訳書では強調されていない。

(17) *AJ*, 3, *MF*, 38, 「権威と正当化」139頁。

(18) *AJ*, 23, *MF*, 57-58, 「権威と正当化」173-174頁参照（便宜上ラズが挙げている例とは別の例を用いた。）。

ならない。権威者の指令はしばしばルールである [からこれについても二重に数え入れることはできない] (この [] 内は訳書翻訳者による)。権威者の指令が一般性を欠いているためにルールでないときでさえも、同じ理屈が適用される。指令か、さもなければ指令を拘束的なものとみなす理由かどちらか一方を考慮すべきであるが、両方を考慮に入れるべきではない。そうでなくては、二重勘定(double counting)の誤りを犯すことになる⁽¹⁹⁾。権威者の指令やルールはその(一階の)行為理由としての力を、それを正当化する理由から受け取るので、(服従者において)指令やルールと、それらを正当化する理由との両方をともに考慮すると、二重勘定を犯すことになるのである。指令が依拠している理由は、指令に付け加わるのではなく、指令によって取って代わられるのである。それゆえ、裁判官が「xはyに100万円支払え」という判決を下したなら、xは判決を正当化する理由ではなく、判決を理由にして行為すべきなのである。

(b) 決定の一階理由としての力と排除理由としての力

すでにみたとおり、仲裁者の決定には——それが権威者の指令である以上——服従者の行為にとって、二つの側面がある。一つは一階理由としての、もう一つは排除理由としての側面である。仲裁者の決定が一階理由としてもつ力は、先取りテーゼで示されたとおり、決定を正当化する一階理由(依存理由)に由来する。仲裁者の決定がもつ排除理由としての力は、一階理由(依存理由)に由来するわけではない。権威者の指令が——間違っているときでさえも——拘束的であるのは、それが排除理由であることによるのである⁽²⁰⁾。ラズはルール、権威者の指令、および命令的規範を排除理由とみなすべき根拠をいくつか挙げている。

(ア) 蓋然則(rules of thumb)の正当化

蓋然則とは、多くの場合に当てはまる要件と効果で定式化されるルールのことである。蓋然則と次の(イ)で扱う権威者が出す規範は、ラズによると、排除理由とみなさない限り、その役割を果たすことができないルールである。

ラズは、「ルール [= 蓋然則] は何をすべきかを決定するときに時間を節約す

(19) AJ, 23, MF, 58 (MFの3章はAJの訂正版であるが、引用箇所は全く同じである。), 「権威と正当化」174頁。

(20) PRN, 101 参照。

る装置として、そして間違いのリスクを減らす装置として正当化される」⁽²¹⁾と述べる。その理由を示すためにラズは J. S. ミルの一節を引用している。「最も数の多い事例、または最も頻繁に発生する事例のために [ルールは] 作られるので、事案の実際の状況を分析するための時間や手段が存在しない場合や、我々がそれら を評価するときに自分自身の判断を信用できない場合に、それら [すなわち、行為のルール] は行為をするのが最も危険でない手段を示す」([] 内は大上による)⁽²²⁾。蓋然則という意味でのルールは、名宛人に対して、他の諸考慮を無視して指図された行為を遂行することを要求するので、排除理由である。

(イ) 権威者が出す規範

ラズは、(a) 知識や経験に基づく実践的権威と、(b) 社会的協同 (social co-operation) の要請に基づく実践的権威を、実践的権威の中心的事例とみなしている⁽²³⁾。これらのタイプの権威者が出す指令は、排除理由とみなさなければ、その機能を果たさないとされる。

(a) 知識や経験に基づく実践的権威

人は自分より多くの知識をもつ者の助言や、より確かな判断をする者の助言を頼りにできることから多くの利益を得ることができる。例えば、私が投資をしようとしてどの銘柄に投資すべきか検討しているときの、自分より投資について詳しい友人や投資の専門家から助言を、自分の判断のチェックに使うことができる⁽²⁴⁾。

ラズが目にする事例は、自分自身の判断を信用できないような事例である。何をすべきかに関して、自分では判断がつかず、助言者の見解が確かなものかどうかも自分で判断できない場合にその助言が従われるべき見解であるとみなされるなら、それは、その人にとって、権威的なものと考えられている。助言がどのような理由の衡量に基づいているのかはよくわからないが、自分自身の判断よりはままだと考えて、助言に従うなら、行為者は自分自身の判断を無視しなければならない。そのかぎりでは、その人は助言を排除理由として受け取っている⁽²⁵⁾。

(21) PRN, 59.

(22) PRN, 59. および J. S. Mill, *A System of Logic* (8th ed., Harper & Brothers Publishers, 1882), pp. 654-655 (第6巻第12章第3節)。なお引用にあたり冒頭一文省略した。

(23) 権威の定義については、拙稿「ジョセフ・ラズの権威の概念」法学研究論集 (明治大学大学院) 第51号 (2019年) 35-48頁参照。

(24) PRN, 63.

(25) PRN, 63-64.

(b) 社会的協同に基づく実践的権威

ラズによれば、権威が人々の行為間の調整 (co-ordination) の必要性によって正当化されるなら、権威者の発言は排除理由とみなされなければならない。なぜなら、権威者が人々の行為の調整を確保することができるのは、人々が権威者の判断を尊重し、諸理由の衡量に関する自分自身の判断では行為せず、権威者の指令に従って行為する場合だけだからである。このことは、権威者の指令を、人々が諸理由の衡量に関する自分の判断が正しいとしても、それに基づいて行為しない理由、すなわち排除理由とみなすべきであることを要求する⁽²⁶⁾。

以上のように、蓋然則や権威者が出す規範は、名宛人が自分自身の判断で行為するときにはその目的が達成されないがゆえに、自分自身の判断を理由にして行為しない理由、すなわち、排除理由とみなされなければならない。

(ウ) 決定と規範とのアナロジー

ラズは決定についてかなり詳しく論じている⁽²⁷⁾。そのポイントは、行為者自身による、その行為者のすべき行為についての決定は行為理由であることである。換言すれば、決定したという事実は、何をすべきかに関する熟慮を、さらなる情報や論拠を探すことなどをやめさせるということである。ラズによると、決定はすべて排除理由である⁽²⁸⁾。

決定の理由としての性格が際立つのは、すべきでないことをすると決定する場合や、ともかく決定する必要がある場合である。決定する理由がないときでも決定することはできるし、一度決定すると理由のさらなる探索をやめる——そうでなくては決定したことにならない——ので一定の考慮を無視するという意味で、決定は排除理由になる⁽²⁹⁾。

決定はまた、決定した人の行為の一階理由でもある。このことが際立つ例は、すべきでない決定をしたときである。 x は ϕ すべきであると信じていないにもかかわらず、 ϕ することを決定したとしよう。このとき、 x は決定前には ϕ する理由をもたないが、決定後は ϕ する理由をもつ。その意味で、決定は一階理由になりうるのである。ラズはこのような考察によって、決定は、一階理由であり、かつ排除理由

(26) PRN, 64.

(27) PRN, 65-73.

(28) PRN, 66.

(29) PRN, 69.

であると主張する⁽³⁰⁾。

ラズによると、規範（その典型は命令的規範）は決定と類比的に論じることができる。その類似性は、実践的推論における両者の役割、すなわち一定の理由を排除するという点にある。ルール——ここでは「 ϕ せよ」と命じる命令的規範と同義とみてよい⁽³¹⁾——をもつことは、あらかじめ何をすべきか決定するようなものである。ルールはそれが要求する行為をする一階理由としてだけでなく、それと衝突する理由を排除する排除理由であることによって実践的紛争を解決するものとみなされる⁽³²⁾。

このようにラズは蓋然則、権威者の指令、決定、および規範は排除理由とみなさない限り、その目的を果たさないと主張する。なお、排除理由は「ある理由では行為しない理由」のことであるが、権威者の指令が問題となる場面では特に、「自分自身の判断を理由にして行為しない理由」を意味することに注意されたい。

(2) 当初の説明に対するエッセートの批判

排除理由の概念にとって問題となる批判は、排除理由が排除する理由の範囲に関係する。エッセートによると、ラズが言うとおり、排除理由がすべての依存理由を排除するなら、行為者に対して ϕ せよと要求する規範によってその行為者が拘束されているとき、行為者はその規範に基づいている（ ϕ する）依存理由に基づいて ϕ することができないことになる。しかし、これは説明としておかしい。この説明は、規範に指導された行為（norm-guided behaviour）の現象の説明として間違っており、我々は規範に拘束されているということをこのように理解していない⁽³³⁾。どういうことか、エッセートの批判を順次検討しよう。

エッセートは、仲裁者が紛争当事者は ϕ すべきであると決定した際、当事者において、 ϕ しない依存理由が排除理由によって排除されることを問題にしない。仲裁者は、当事者が ϕ する依存理由と ϕ しない依存理由を比較衡量して、その結果、当事者は ϕ すべきであると決定した。ラズの説明によれば、当事者は ϕ すべしという仲裁者の決定は、上記両方の依存理由を当事者が行為する際に考慮すべき理由から

(30) PRN, 70-71.

(31) PRN, 49-50 参照。

(32) PRN, 73.

(33) Essert, *supra* note 4, pp. 59-60.

排除する。ところで、当事者は仲裁者の權威に服しているので、 ϕ しない依存理由に基づいて ϕ しないこと、はできない。つまり、仲裁者が「当事者は ϕ せよ」と命じるときに、当事者がどんな理由であれ ϕ しないなら、当事者は仲裁者の決定に従っていないのである。それは、 ϕ しない依存理由が排除されようがされまいが関係なく、仲裁者の決定に従っていないときの現象であるから、考察の対象外であり、問題とならないのである。

エッサートが問題視するのは、行為者が ϕ する場合である。仲裁者が当事者は ϕ すべきであると決定したなら、当事者は ϕ すれば、決定に従っているのであって、それはどんな理由で ϕ するかに関わらないと普通は考えられている。エッサートの理解によれば、ラズは排除された ϕ する依存理由に基づくことはできないというが、それは決定に従うときに、従う理由が問われないという事実と整合的ではないとされる⁽³⁴⁾。どうしてか。

仲裁者が決定を出す前、当事者は ϕ する理由と ϕ しない理由をもっている。これらの理由のうちいくつかは仲裁者の権限 (*jurisdiction*) の範囲内にある依存理由である。ラズによると、この権限は、仲裁者が命令することができる行為の範囲と、權威者が依拠できる理由の種類によって決まる⁽³⁵⁾。例えば、車の窓ガラスを割られたというトラブルを解決する仲裁者は、当事者の一方に対して相手方への金銭の支払いを命じることができても、相手方の車の修理を命じることができないかもしれない。また金銭の支払いを命じるとき、破損した物品の価値を考慮することはできても、相手方が素晴らしい人格の持ち主であることを理由にもっと多額の救済に値すると考えてはならないであろう。仲裁者は自分の権限内にある依存理由を比較衡量して、当事者は ϕ すべきであるという決定を出したのである。仲裁者が決定を出した後、この決定が当事者にとって新たな理由となり、決定を基礎づけている ϕ する（権限内にある依存）理由と、 ϕ しない（権限内にある依存）理由を排除する（前述Ⅲ(1)(a)参照）。

ちなみに、当事者が、仲裁者の権限外にある理由をも考慮して仲裁者の決定に従うべきか否かを決定する場合（つまり自分の判断で行為する場合）、仲裁者の決定

(34) Essert, *supra* note 4, p. 62.

(35) PRN, 192 参照。

は単なる一階理由として考慮されるだけで⁽³⁶⁾、排除理由としては機能しない。

もとに戻ると、エッサートの解釈によれば、 ϕ する（仲裁者の権限内にある）依存理由は排除理由によって排除されているので、当事者はそれに基づいて行為することができない。言い換えると、当事者は ϕ すべきであるが、 ϕ する（仲裁者の権限内にある）依存理由に基づいて ϕ するべきではない。当事者は ϕ する排除された理由に従うことはできないのである⁽³⁷⁾（「従う **comply**」の定義については、後述(3)(b)参照）。

くり返しになるが、エッサートからみれば、これは奇妙な結論である。既述のように、 ϕ する依存理由が仲裁者の権限内にあるとすれば、それは仲裁者が決定を出す際に考慮に入れるべき理由であり、決定をそれに基づけるべき理由である。そのため、 ϕ する理由の中でも重要といってよい理由である。にもかかわらず、そのような理由に基づいて行為してはならないとするラズの説明は説得力に欠けるのである⁽³⁸⁾。

エッサートの批判がいつそう明確になるのは、仲裁者がすべての理由を考慮に入れる場合である。この場合、当事者がもつ ϕ する理由と ϕ しない理由のすべてが、仲裁者の権限内にあることになる。すべての理由が仲裁者にとって依存理由である場合に、仲裁者が決定を出すと、その排除理由の面によって、当事者がもつ理由はすべて排除され、当事者が依拠できる理由は仲裁者の決定だけになる。したがって、仲裁者の決定の一階理由の面だけが、当事者が自分の行為を基づかせることができる理由になる。エッサートによれば、当事者は、それが仲裁者が決定したことだという理由だけで、仲裁者が決定したことをしなければならぬのである⁽³⁹⁾。

だが彼は、この説明はあまりに要求が多いと批判する。一般に規範——権威者の指令や仲裁者の決定を含む——に従うということは、なんであれ規範を正当化する理由に従って、規範が要求する行為に一致する行為をするだけで十分である。この意味で、 ϕ すべしという規範に一致しているかぎり、どんな理由で行為してもよい

(36) 拙稿「ジョセフ・ラズの行為理由の論理学」（前掲注5）48頁参照。たしかに、「何人も、すべてを考慮して、負けていない(undefeated) [一階]理由に基づいてつねに行為すべきである」(PRN, 40)とラズは述べる。

(37) Essert, *supra* note 4, p. 61.

(38) Essert, *supra* note 4, p. 61.

(39) Essert, *supra* note 4, pp. 61-62.

以上、 ϕ する依存理由に従っていてもよく、ラズの説明は、規範が実践的推論において果たす役割をうまく捉えていない、とエッセートは主張する⁽⁴⁰⁾。(だがこの批判に対処するために、排除理由が規範を正当化する依存理由を排除しないとする事は、二重勘定を認めることに等しいため、エッセートによると、「保護された理由」の観念はジレンマに陥る。これについては、後述IV(2)参照。)

(3) 検討

(a) 保護された理由と肯定的二階理由

ラズによると、「当事者は ϕ せよ」という権威者の指令は、「 ϕ する一階理由」としての面と、「自分自身の判断を理由にして ϕ しないこと、をしない理由」すなわち排除理由としての面との組み合わせである。これに対して、エッセートのラズ理解が正しいとすると、「当事者は ϕ せよ」という権威者の指令が存在するとき、それは、「権威者の指令を理由にして ϕ する理由」、すなわち「ある理由で行為する」肯定的二階理由であるということになる。では、保護された理由の一階理由の面も、これと同様に、自己言及的な二階理由となるのだろうか。この問いは、以下の探求の途上で答えられるであろう（後述III(3)(b)(エ)参照）。

(b) 一致する (conform) と従う (comply)

(ア) 「一致する」と「従う」の観念

ラズは『実践理性と規範』の第2版に付した補遺「排除理由再考」の中で、興味深い区別を導入している。ラズは、理由に「一致する (conform)」と「従う (comply)」を区別し、行為理由はどちらを要求しているのかを問うている。

例えば、ジェーンが家で宿題に取り組んでいるとしよう。その際ジェーンが手助けを求めているという事実は、デレクが家にいるべき理由である。デレクが家にいるとき、彼はこの理由（が要求する行為）に一致 (conform) している。デレクが単に家にいるだけでなく、ジェーンを手助けするという理由で家にいるとき、彼は理由に従っている (comply)。デレクは、自分が気づいている理由には従うことができるが、気づいていない理由には（たまたま）一致するだけである⁽⁴¹⁾。一般化す

(40) Essert, *supra* note 4, p. 62.

(41) PRN, 178.

ると、次のような定式で表せよう⁽⁴²⁾。

- ① x が ϕ する理由 R が存在するとき、 x が ϕ するなら、 x は理由 R に一致している。
- ② x が ϕ する理由 R が存在するとき、 x が R という理由で ϕ するなら、 x は理由 R に従っている。

デレクが面白いテレビ番組を見るために家にいたとしよう。この場合、デレクが家にいた理由は、ジェーンを手助けすることではないが、デレクは何か間違ったことをしたのだろうか。たしかに、デレクはジェーンの状態に対して適切な感受性をもっていなかったかもしれない。デレクがそのような感受性をもっていたなら、ジェーンが手助けを求めているということによって家にいるように動機づけられたであろう⁽⁴³⁾。（なお、ここでは、手助けを与えることは、家にいることと同一視されており、家にいれば当然手助けを与えると、または、家にいること自体が手助けになると想定されている。）

ラズは、デレクは単にジェーンを手助けする（＝家にいる）一階理由をもつだけでなく、ジェーンが手助けを必要としているという理由で家にいる理由をもっていると考えている。すなわち、デレクは、理由（が要求する行為）に一致する理由——一階理由——だけでなく、理由に従う理由——ジェーンが手助けを必要としているという理由で家にいる肯定的二階理由——をもっているのである。ジェーンが手助けを必要とするという事実は、一致する行為をする理由——単に家にいる理由——ではなく、従う行為をする理由——ジェーンが手助けを求めているという事実を理由にして家にいる理由——である⁽⁴⁴⁾。（紛らわしいことに、ラズは「理由との一致」ないし「理由に一致する」という表現で、「理由が求める行為との一致」を表している。以下では、原則として「理由との一致」ないし「理由に一致する」というラズの用語法に従う。）

（イ）一致する理由としての行為理由

では、「行為理由」と呼ばれるものは、一致する理由であるのか、それとも従う理由なのか。換言すれば、人は自分に当てはまる理由（が要求する行為）にともか

(42) これらの定義については *Essert, supra note 4, p. 53* も参照。

(43) *PRN*, 179.

(44) *PRN*, 179.

くも一致するとき、その理由が要求することのすべてをしたと言えるのか。それとも、自分に当てはまる理由に従わなかったら、その人は失敗したことになるのか。

ラズは、行為理由が本質的に、従う理由であるとは言っていない。上記のデレクの例でみたように、ラズは行為理由を基本的には、従う理由であると考えているようにも見受けられる。しかし、ラズの考察は、以下で論じるような意味での道具主義的なものに終始しており、行為理由は、特別な場合を除いて、単に一致する理由であると論じている。

行為理由が一致の理由であるという見解によると、行為理由は必ずしも行為者の実践的推論に現れて、その行為を指導する (**guide**) 必要がない。例えば、旅行者は、ガイドブックを使うことによって、うまく観光地を巡ることができる。しかし、旅行者にとって重要なことは、見るべきものを見ることであり、それができるなら、ガイドブックは必ずしも必要ではない。行為理由についても同様に、理由が求める行為が行われるということが重要なのであり、その行為が行われるなら、その理由が何であるかは必ずしも重要でない⁽⁴⁵⁾。ラズはこの見方の根拠として、以下の三点を挙げている。

第一に、行為者の信念が、理由（である事実）に基づかないとしても、そのことに過失がないなら、合理的に行為していると言える⁽⁴⁶⁾。上記の例で、ジェーンが手助けを必要としていることにデレクが気づかないことに過失がないのであれば、ジェーンが手助けを必要としているという事実を理由にしてデレクが行為しなかったとしても、そのことに問題はないのである。

第二に、理由の比較衡量において負ける理由に気づかないことにも、ある理由に基づいて行為するよう動機づけられないことにも誤ったところはない。理由は指導し (**guide**) なければならない（すなわち、理由は従う理由である）という見解によれば、すべき行為に関していくつか選択肢をもつような機会に、私は、仮に比較衡量したならば負けるであろう理由をも考慮しなければならない、あるいは少なくとも、その存在に気づかなければならない、ということになるかもしれない。しかし、もしそうなら、それは、理由が人々を指導する仕方についてのあまりに理知的で頭でっかちな見解であり、衝突する（理由に基づく）動機づけの間で引き裂かれ

(45) PRN, 179-180.

(46) PRN, 180.

る可能性すら示唆する。理由があっても、それに気づかないことや、その理由に動機づけられないことに不思議な点はないのである⁽⁴⁷⁾。

第三に、理由など意識せずに行為する (または行為しない) 場合がある。x が y を殺さない理由が、x が y を殺したいと思わないこと、そのような考えが x の心に浮かばないことにある、ということに何ら問題はない。x は、人を殺すことが間違っているという事実によって動機づけられたのではないが、そのような考えが浮かばないということは、悪い行為をしないときの精神状態として最も良いものである。x が y を殺すことができる機会に、人を殺すことは悪いことであるという事実によって y を殺さないことを動機づけられるなら、むしろ x はほめられない仕方で殺人をしていないように見える⁽⁴⁸⁾。

(ウ) 行為理由が従う理由である場合

このような考察を経て、ラズは、行為理由は特別な場合を除いて、単に一致する理由であるとするのであるが、その特別の場合とは次のような場合である。理由に一致することが、よいことであるなら、人は理由への一致を促進する理由をもつ。そのかぎりでは、人は常に理由に従う理由をもつ。ただし、これはあくまで、理由に従うことが理由との一致の手段になるという道具主義的な意味においてである。ラズによると、理由が求める行為や状態に一致するという目的が他の仕方では達成されるなら、道具主義的な意味で従う理由は消える。例えば、x がドアを開ける唯一の理由が部屋に入ることであるなら、他の人がドアを開けたことや、風によってドアが偶然開いたことに何ら不都合はない。理由への一致が、その理由に従うことによってではなく、他の理由 [に従うこと] によって達成されることに何ら欠点はないとされる⁽⁴⁹⁾。

(47) PRN, 180-181. またラズは行為理由の論理学において、理由の重みを行為者の心の中に現れる現象的な重みとして定義していないことに注意されたい。ラズが論じる理由の重みは、形式的な意味でのそれであり、ある理由 r が別の理由 q に負けるとき、r は q より重いといった形式的な定義を与えている。PRN, 26, および拙稿「ジョセフ・ラズの行為理由の論理学」(前掲注5) 49頁参照。

(48) PRN, 181.

(49) PRN, 182. ラズが挙げている例はミスリーディングであるように思われる。x がドアを開ける理由が部屋に入ることであるとき、もしすでにドアが開いているなら、不都合はない。一般的にはそのとおりに違いない。しかし、ラズの場合はそうではない。前述Ⅲ(3)(b)(ア)①の理由の一致の定式を思い出されたい。「x が ϕ する理由 R があるとき、x が ϕ するなら、x は理由 R に一致している」。この定式に例を当てはめると、「x がドアを

(エ) 排除理由に一致することと、従うこと

エッサートの批判に戻ろう。彼が提起した、排除理由は権威者の指令を正当化する依存理由を排除するのか——彼によれば排除しない——という問題を考えるために、我々はまず、ラズが行っていない作業をしなければならない。ラズは一階理由に一致することと従うことの区別を提示したが、我々は排除理由——二階理由の一種——に一致することと従うことの区別をも導入して、さらに考察を進める必要がある。ラズが、権威者の指令を「保護された理由」すなわち、一階理由と排除理由の結合とみなしているためである。

排除理由についても、一致と従うことの区別を適用できる。先にⅢ(3)(b)(ア)で述べた定式を応用して、排除理由に一致することと従うことをそれぞれ定式化してみよう。

- ③ x がある理由 R で ϕ しない理由 Q があるとき、 x が R を理由にして ϕ しないなら、 x は Q に一致している。
- ④ x がある理由 R で ϕ しない理由 Q があるとき、 x が Q を理由にして、 R を理由にして ϕ しないなら、 x は Q に従っている。

父親が息子に母親の言うことを聞くなと指示した場合を例にとってみよう。「息子が母親の言うことを聞くなと父親に言われたとき、息子が母親の言うことを聞かない(すなわち母親の言うことを理由にして行為しない)なら、息子は父親の指示に一致している」。他方で、「息子が母親の言うことを聞くなと父親に言われたとき、息子が、父がそう言ったという理由で、母の言うことを聞かないなら、息子は

開ける理由があるとき、 x がドアを開けるなら、 x はその理由に一致している」。例では、ドアは風によって、または他人のおかげで開いているのであり、 x 自身はドアを開ける必要がない。それゆえ、行為理由が機能する状況にないのである。部屋に入るためにドアを開けるという目的は、 x 自身がドアを開けなくても、他の仕方でも達成されうるといっただけであり、この例では、理由に従わなくても、理由に一致していればよいということを示せていない。

ラズの例は不適切であったが、言いたいことはわかる。以下の例を考えてみよう。 x がある銘柄に投資をしようと考えている。投資を支持する理由と、それに反対の理由とを自分自身ではうまく評価できない x は、専門家 y に助言を求めた。 y は x に投資すべきと助言し、 x はそうして利益を得た。このとき、 x は y の助言に従うことによって、その依存理由に一致したのである。 x が投資する理由(x は投資すべきという y の助言)があるとき、 x がその助言を理由にして投資するなら、 x は助言に従っており、その基礎にある理由に一致している。 x は自分自身では投資すべきどうかを決める理由の比較衡量をできなかったが、 y の助言によって、それに一致することができたのである。

父の指示に従っている」。どちらの場合も、息子は母親の言うことを理由して行為していない点では同じである。しかし、父親の指示に従う場合は、息子が母親の言うことを理由に行わない理由は、父親がそう言ったという事実なのである。これに対して、一致の場合には、ともかくも息子が母の言うことを聞かないのであれば、その理由は父親の指示でなくともよいのである。

以上の準備作業を経て、 x は ϕ せよと命じる権威者の指令に一致する場合と従う場合を検討してみよう。 x は ϕ せよと命じる権威者の指令は「保護された理由」であるから、「 ϕ する一階理由」であり、かつ、「自分自身の判断で ϕ しないこと、をしない排除理由」である。

x は、権威者の指令を理由にして ϕ するとき、権威者の指令に従っている。すなわち、権威者の指令の一階理由の面について「 x が ϕ する理由があるとき、 x が権威者の指令を理由に ϕ するなら、 x は権威者の指令の一階理由の面に従っている」（上記②参照）。

他方、権威者の指令の排除理由の面について「 x が自分自身の判断を理由にして ϕ しないこと、をしない（排除）理由があるとき、 x が権威者の指示を理由にして、自分自身の判断で ϕ しないこと、をしないなら（すなわち、 x が権威者の指令を理由に ϕ するなら）、 x は排除理由に従っている」（上記④参照）。

よって、 x は、権威者の指令を理由にして ϕ するなら、権威者の指令の一階理由の面と排除理由の面の両方に従っていることになる。

ところが、 x が権威者の指令ではなく、依存理由に関する自分自身の判断に基づいて行為する場合（前述Ⅲ(2)も比較参照）には事情が異なる。「 x が ϕ する理由があるとき（すなわち、 x に ϕ せよと命じる権威者の（一階理由としての）指令があるとき）、 x が（権威者の権限内にあるものであれ、ないものであれ——権限内にあるものだけが依存理由——）理由に関する自分自身の判断で ϕ するなら、 x は権威者の指令の一階理由の面に一致している」（上記①参照）（なお、注意すべきことに、これでⅢ(3)(a)の最後に提起した問題、すなわち、保護された理由の一階理由の面は肯定的二階理由となるかという問いに対して肯定的回答が与えられたことになる⁽⁵⁰⁾）。他方、 x が自分自身の判断で ϕ しないこと、をしない理由があると

(50) なぜなら、保護された理由の一階理由の面が一致を求めているとすれば、それは、何らかの理由で（例えば、自分の判断で）行為する理由（つまり単なる肯定的二階理由）であ

き（すなわち x に ϕ せよと命じる権威者の（排除理由としての）指令があるとき）、 x が理由に関する自分自身の判断で ϕ するなら、 x は権威者の指令の排除理由の面に一致しないのである。

それはなぜか。「 x が自分自身の判断を理由に ϕ しないこと、をしない」場合には二つある。第一に、「 x が権威者の指令を理由にして、自分自身の判断で ϕ しないこと、をしない」場合である。上記の排除理由の定式④によれば、これが権威の指令の排除理由に従う場合である。第二に、「理由は何であれ x が自分の判断を理由に ϕ しないこと、をしない」場合である。再び上記の排除理由の定式③によれば、これが権威の指令の排除理由に一致する場合である。 x が依存理由に関する自分自身の判断に基づいて ϕ する場合は、このいずれの場合でもない。

たしかに、「 x が依存理由に関する自分自身の判断に基づいて ϕ する」は「理由は何であれ x が自分の判断を理由に ϕ する」には含まれる。しかし、注意すべきことに、「理由は何であれ x が自分の判断を理由に ϕ しないこと、をしない」には含まれないのである。「何々を理由に ϕ する」という表現は、排除理由の意味を含んでいないからである。

したがって、 x が依存理由に関する自分自身の判断に基づいて ϕ する場合は、 x は、権威者の指令の排除理由の面には一致していない（し、従ってもいない）のである。

このことは、エッサートに対して重大な問題を突きつける。エッサートは、二つの批判——規範に「従うこと」（エッサートはラズのように「一致する」と「従う」を峻別しているわけではない。むしろラズのいう「一致」に近い。）の通例の理解との齟齬（前述Ⅲ(2)参照）と二重勘定の問題（後述Ⅳ(2)も参照）——をラズに向け、権威者の指令を保護された理由ではなく、単なる排除理由とみなす可能性を探求する⁽⁵¹⁾。たしかに、権威者の指令を（服従者の行為にとっての）一階理由とみなさなければ、どちらの批判も回避できそうに見える。しかし、（権威者の権限内にあろうとなかろうと）依存理由に関する自分自身の判断に基づいて行為する場合、上記のように、その服従者は排除理由に一致することも従うこともできない。

り、従うことを求めているとすれば、保護された理由であるところの事実を理由にして行為する理由（つまり自己言及的な肯定的二階理由）であるということになるから。

(51) Essert, *supra* note 4, pp. 73-75 参照。

したがって、エッサートの想定に反し、排除理由が働く場面はなくなってしまうのである。

他方で、このことはラズにとっては、問題ではない。これまでの検討から、定式③および④を前提とすれば、自分の判断を理由にして行為する場合には、行為者は権威者の指令にせいぜい半分——一階理由の面——しか一致しえないということが分かった。我々は普通、どんな理由であれ、権威者の指令が要求する行為をしていればそれでよいと考える。しかし、 x が自分自身の判断で行為する場合には、権威者の指令の一階理由の面には一致しうるが、排除理由の面には一致しえないのである。

だが、このような行為者が排除理由に一致しないことは、当然のことである。なぜなら、自分自身の判断で行為する者はそもそも、権威者の権威を認めていない。権威者の権威を認めない行為者は、指令が一階理由でも排除理由でもないと考えるか、単に一階理由として受け取るかである。いずれの場合にも、その指令は行為者によって排除理由とみなされておらず、排除理由に一致するという問題が生じない。権威者は自身の発言が、排除理由として受け取られることを意図している——そうでなくては、指令が指令として機能しない（前述Ⅲ(1)(b)参照）——のに対して、行為者は必ずしもそうは受け取らないのである。ラズの理論では、エッサートが批判として挙げる規範に従うことの通例の理解との齟齬は、そこでは行為者が権威者の権威を認めていないというだけであって、ラズの理論の不整合を明らかにするものではない。したがって、ラズに排除理由の概念の変更をせまるものではない。

IV 排除理由概念の現在の説明

(1) 現在の説明

エッサートは、ラズが排除理由の説明を変えたことの証拠として、以下の一節を挙げている（ただし、ここでは叙述の便宜上、エッサートが引いていない第二段落まで引用しておく）。

「権威者の拘束的な指令は、それが指示するように行為する理由であるだけでな

く、排除理由、すなわち、ルールと衝突する理由に従わない (**not following**) (すなわちルールと衝突する理由で行為しない) 理由でもある。これが権威者の指令が先取りする (**preempt**) 仕方である。権威者の指令は衝突する理由への依拠を排除する。すべての衝突する理由を排除するわけではないが、立法者が指令を出す前に考慮することになっていた衝突する理由を排除するのである。もちろん、これらの排除理由は、指令が要求するのと同じ仕方で行為する理由に依拠することを排除しない。考えてみよ。権威者がいなくなったら我々がするであろうことが理性に反するとき、それを覆すことによって、権威者は理性との一致を改善する。したがって、権威者が自分の仕事に完全に成功していると仮定すると、権威者は、議論の勝った側の理由に我々が従う (**follow**) ことをやめさせる必要はないし、そうすることもない。しかし、もし権威者が理性との一致を改善するなら、権威者は議論の負けた側の理由に従う (**follow**) 我々の傾向を覆さなければならない。それゆえ、先取りは権威者の指令と衝突する理由だけを排除する。

したがって、行為が権威者によって正しく要求されているとき (すなわち、権威者の介入から独立して、行為に対する結論的理由が存在するとき)、我々は、権威者によって要求されたという理由と、要求を正当化する理由とのどちらか一方で、または両方で、要求されたように行為するであろう⁽⁵²⁾。

ここではまず、「先取り」の説明に変化があることに注意されたい。ラズは当初、権威者の指令がもつ一階理由の力は、その基礎にある依存理由に由来すると述べていた (前述Ⅲ (1)(a) 参照)。それゆえ、指令が依存理由を先取りする、すなわち指令は依存理由に取って代わるのである。しかし、上記引用「権威者の拘束的な指令は……排除理由、……でもある。これが権威者の指令が先取りする仕方である」においては、排除のゆえに先取りするかのような書き方になっている。しかし、Ⅲ (1)(a) で見た「先取り」とはあくまで、指令が依存理由に取って代わるのは、指令が依存理由のもつ力を受け取るから、あるいは指令は依存理由によって正当化されるから、人々は、依存理由という指令を正当化する理由に遡ることなく、指令に従うべきであるということの意味する。先取りは、この意味では権威者の指令の一階

(52) Joseph Raz, "The Problem of Authority : Revisiting the Service Conception" in *Between Authority and Interpretation* (Oxford University Press, 2009), pp. 126-165, at 144-145.

理由の面と関わるのである。

他方、排除理由は、Ⅲ (1)(b) で見たように、ルール、権威者の指令、および決定はそれを排除理由とみなさないと機能しないということから、その存在ないし有用性が正当化された。もし裁判官が判決を下したにもかかわらず、判決に基づかずに当事者自身の判断で行為してよいということが認められるとしたら、裁判の意味がないであろう。

先取りについてのラズの説明は変化しているように見えるが、排除理由についてはどうだろうか。この点につき、まずエッセートの批判を再度取り上げよう。

(2) 現在の説明に対するエッセートの批判

エッセートは、上記引用文章の第一段落を、排除理由が依存理由を排除しないとラズが認めた証拠と解釈した上で、この立場を批判する。すなわち、既述の当初の立場に対する批判（前述Ⅲ (2) 参照）——規範に従うことの通例の理解との齟齬——を避けるために、仮にラズが排除理由が依存理由を排除しないという立場をとったとしても、それは功を奏さない。なぜなら、その場合、排除理由が依存理由を排除せず、理由の二重勘定を犯してしまうからである⁽⁵³⁾。

エッセートの批判の理由づけを逐次追っていこう。まず、排除理由が、 ϕ する依存理由を排除しないとする。そのこととは別に、仲裁者の決定は、当事者にとって ϕ する新たな理由となる。その排除理由としての面は、 ϕ しない依存理由のみを排除する（仮定により、 ϕ する依存理由を排除しないとされているから）。他方で、その一階理由としての面は、決定が基づいている一階理由——決定の前に当事者に当てはまっていた ϕ する依存理由——に依拠している。ラズの依存テーゼが正しいとすると、当事者は、 ϕ する依存理由と、決定の一階理由としての面の双方を同時に、諸理由の比較衡量に付すことはできない。ラズ自身が述べているように、「行為理由についてその重みや強さを考慮するときに、ルールの理由は、追加の理由として、ルールそれ自体に、付け加えることはできない。[行為者は]（この[]内は大上による）どちらか一方を考慮しなければならないが、両方をともに

(53) Essert, *supra* note 4, p. 60. エッセートによると、この問題にもかかわらず、排除理由が依存理由を排除するという立場をとると、規範に従うことの現象の説明において問題に突き当たるため、ラズの説明はジレンマに陥るのである（前述Ⅲ (2) 参照）。

考慮してはならない。権威者の指令はしばしばルールである [からこれについても二重に数え入れることはできない] (この [] 内は訳書翻訳者による)。権威者の指令が一般性を欠いているためにルールでないときでさえも、同じ理屈が適用される。指令か、さもなくば指令を拘束的なものとみなす理由かどちらか一方を考慮すべきであるが、両方を考慮に入れるべきではない。そうでなくては、二重勘定 (double counting) の誤りを犯すことになる⁽⁵⁴⁾ からである。

エッセートは二重勘定の問題性を以下のような仲裁者の例に即して指摘する。仲裁者は当事者が何をすべきか決定する際に、当事者に当てはまる理由を、仲裁者の権限の範囲内にあるものだけに限り、考慮すべきである。仲裁者が当事者は ϕ すべきであると決定したとする。この決定は、 ϕ する諸理由と ϕ しない諸理由の比較衡量の結果である。

さて、当事者がすべての理由を考慮して何をすべきかを選択する局面では、排除理由が依存理由を排除するとすると、当事者は仲裁決定の一階理由としての面、仲裁者の権限外にあるため考慮されなかった ϕ する理由、および同様に考慮されなかった ϕ しない理由を比較衡量して、何をすべきか決定する。他方、同じ局面において、排除理由が ϕ する依存理由を排除しないとすると、当事者は、仲裁決定の一階理由の面——これは ϕ する依存理由に基づいている——と、 ϕ する依存理由——これは決定の一階理由を基礎づけている——と⁽⁵⁵⁾、権限外にあるため仲裁者が考慮しなかった ϕ する理由および ϕ しない理由を比較衡量して何をすべきか決定する。このとき、(仲裁者の権限内にある) ϕ する依存理由は二度考慮されているのである。一度目は、決定の一階理由の面を通じて考慮され、二度目は、 ϕ する一階理由それ自体として考慮されている⁽⁵⁶⁾。

これが問題なのは、仲裁者の権限内および権限外の ϕ しない諸理由と、権限内および権限外の ϕ する諸理由とを比較衡量したときには、 ϕ しない理由が勝つ一方で、権限内および権限外の ϕ しない諸理由と、権限内および権限外の ϕ する諸理由

(54) AJ, 23, MF, 58 (MF の 3 章は AJ の訂正版であるが、引用箇所は全く同じである。), 「権威と正当化」174 頁参照。前掲注 19 に対応する本文でも引用した。

(55) Essert, *supra* note 4, p. 67. エッセートは、上記引用箇所ではラズが、排除理由が ϕ する依存理由を排除しないが、 ϕ しない依存理由を排除する、という見解を表明していると解釈しているので、 ϕ しない依存理由は排除され、理由の比較衡量に現れないと考えている。

(56) Essert, *supra* note 4, p. 67.

と、仲裁決定の一階理由の面とを比較衡量すると、 ϕ する理由の側が勝つ可能性があるからである。権限内の ϕ する理由を二重勘定することで、すべき行為は何かという問いに対する結論が変わりうるということである⁽⁵⁷⁾。

こうして、エッサートはラズが排除理由は ϕ する依存理由を排除しないと言うとき、ラズが二重勘定を認めたとみなし、それを問題視するのである。

(3) ラズは二重勘定を認めるのか

IV (1) で引用したラズの文章についてエッサートの理解が正しいとすれば、エッサートの批判も正しいということになるかもしれない。しかし、引用箇所ではラズが念頭に置いているのは、権威に服従する——したがって権威者の指令は排除理由として機能している——者が、権威者の指令に一致して行動する場面である。ラズが言いたいのは、その場合（その最善の場合は「権威者が自分の仕事に完全に成功している」場合）、服従者の行為の理由が権威者の指令であっても、別の理由であっても、服従者の行為が権威者の指令と一致している限り何ら問題はない、ということである。つまり、そこでは、次に述べる場面と異なり、二重勘定の問題が生じえないのである。

これに対して、エッサートが念頭に置いているのは、権威者の指令という理由が、他の諸理由との関係では排除理由としての地位を失い、それらの理由と並立する理由の一つとして当事者によって比較衡量される場面である。先の引用文章で、ラズはそのような場面に言及していない。したがって、エッサートが問題にしている——二重勘定の問題が生じうる——局面では、ラズは、排除理由は依存理由を排除する（と二重勘定は生じない）という考えを依然変えていないとみるのが穏当であろう。

V 暫定的結論

紛らわしい叙述が多々見られるにもかかわらず、ラズは、排除理由の概念を基本的に変更していない。エッサートの批判は文脈の誤解に基づくものであった。保

(57) Essert, *supra* note 4, p. 67.

護された理由としての権威者の指令に含まれる排除理由は排除理由として機能する限り、権威者の指令の内容決定において考慮された依存理由を、服従者の行為理由から排除するのである。権威者の指令に一致する行為を、権威者の指令以外の理由——その少なくとも一部は依存理由——からしてもかまわない、というのはこれとは別の問題である。

これと対照的に、行為理由が行為を指導するものと定義していたラズの当初の立場からすると、エッサートらからの批判を受けて、権威者の指令に「従う」ことまでは要求されず、「一致する」だけでよいとしたのは、大きな立場変更ないしは修正だと思われる。

排除理由の概念や「従う」と「一致」の区別が法の理解にとってどれほど有用か、という法哲学にとって重要な問題は、遺憾ながら、本稿では取り上げることができなかった。そうした問題に関する立ち入った検討は今後の課題としたい。

(明治大学大学院法学研究科博士後期課程)